

加茂市立七谷小学校いじめ防止基本方針

はじめに

この加茂市立七谷小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

※いじめの定義【いじめ防止対策推進法 第二条】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※いじめ類似行為の定義【新潟県いじめ等の対策に関する条例 第二条二項】

この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

1 いじめの防止等のための基本的な方向

(1) いじめに対する基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのために、学校は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいかなければならない。

また、いじめ問題への取組の重要性について、地域、家庭へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切である。

※いじめの具体的な態様【国のいじめの防止等のための基本的な方針による】

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。 等

(2) いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行なう。
- ② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③ 「取組評価アンケート」を活用して、学校の実態を把握し、取組の見直しをPDCAサイクルにより定期的に行なう。
- ④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質向上させる。

(3) いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

① 設置の目的

法の第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行なうために「いじめ防止対策委員会」による、いじめ防止等の対策のための組織（以下「組織」という。）を設置する。

② 構成員

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、その他必要な職員
※必要な場合は、市教委、警察等外部組織との連携を図る。

③ 役割内容

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行なう役割

エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめ等の情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(4) 地域・保護者との連携

◎保護者への意識啓発（法における保護者の責務等 第9条）

→PTA総会において、いじめの防止等に関する保護者責務と学校基本方針と具体的な取組について伝え、意識啓発を行う。

→学年懇談会でいじめ防止にかかる学年の取組について説明し、保護者といじめ防止をテーマに懇談を行う。

◎情報発信及び基本方針の周知

→学校便り、学校ホームページを活用し、基本方針、いじめ防止のための学校の取組について情報発信を行う。

○地域の活動によるいじめの未然防止

(5) 関係機関等との連携

- 警察、児童相談所、市教委、民生児童委員等との連携
- 中学校区保小中の連携の強化

2 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

- ◎道徳教育の充実（教育計画「道徳の年間計画」参照）
- ◎人権教育、同和教育の充実（教育計画「人権教育、同和教育全体計画」参照）
- ◎社会性の育成
 - （異学年交流、授業を中心に認め合う集団づくり、特別活動・行事、SST 実践）
- ◎児童の手によるいじめ防止（いじめ見逃しぜロスクール集会）
- 中1ギャップ解消の取組
- 日常的な職員間の連携・情報交換

(2) いじめの早期発見のための取組

- ◎いじめ相談・通報窓口の設置
 - ◎定期的なアンケート（「取組評価アンケート」）等の実施
- ※アンケートの保存期間は5年とする。
- ◎教育相談の充実（いじめ防止等のための年間計画等）
 - 日常の子どもの観察

(3) いじめへの即時対応の取組

- 市教委への報告
- 組織を活用した状況調査
- いじめを受けた子どもの保護
- いじめを行った子どもへの指導
- いじめを受けた子どもの保護者への対応
- いじめを行った子どもの保護者への対応
- その他の児童に対する対応

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等を想定
- イ いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安。一定期間連續して欠席しているような場合なども含む）

(2) 重大事態発生時の対応

速やかに市教委への報告を行ない、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

☆学校が調査主体となった場合の対応

- ア 市教委と協議の上、組織による調査体制を整える。
- イ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- エ 調査結果を市教委に報告する。
- オ 市教委の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

☆学校の設置者が調査主体となった場合の対応

- ア 設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。

※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

4 いじめ解消の要件

いじめが『解消している』状態とは、次の2つの条件が満たされているものをいう。

- 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）がやんでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間については3か月を目安とする。
- 被害者が心身の苦痛を受けていないこと。
なお、被害者本人や保護者への面談などで心身の苦痛を感じていないかどうか確認し、いじめが解消している状態に至ったあとも日常的に注意深く観察する。

平成26年10月7日作成
令和元年8月30日改訂
令和4年6月1日改訂